

★ 広島県企業版ふるさと納税基金条例（条例第一号）（経営企画チーム）

一 制定の理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

4 処分

基金は、地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

三 施行期日

令和七年三月二十四日

★ 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第二号）（子ども家庭課）

一 制定の理由

児童福祉法（以下「法」という。）の一部が改正され、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、法及び児童福祉法施行令で使用する用語の例による。

2 一般原則

- (一) 一時保護施設においては、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
 - (二) 一時保護施設においては、入所している児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - (三) 一時保護施設においては、自らその業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (四) 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
 - (五) 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 3 差別的取扱いの禁止
- 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。
- 4 児童の権利擁護
- (一) 知事又は子ども家庭センターの所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
 - (二) 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。
- 5 児童の権利の制限
- (一) 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
 - (二) 一時保護施設において、(一)に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

6 児童の行動の制限

一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

7 児童の所持品等

(一) 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

(二) 一時保護施設において、(一)に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

(三) 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

8 虐待等の禁止

一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

9 設備の基準

(一) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる児童が相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。）、を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(二) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(三) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(四) 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は六人以上とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

(五) 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

(六) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。）で同一の居室を利用できるように、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

(七) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(八) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(九) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象

として設けるときは、この限りでない。

(十) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

□ 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
□ 児童の生活の場合は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

□ 職員

一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

□ 食事

(一) 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法により行わなければならない。
(二) 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。

(三) 食事は、(二)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(四) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

(五) 一時保護施設においては、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

□ 秘密保持等

(一) 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(二) 知事は、一時保護施設の職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

□ 苦情への対応

(一) 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(二) 知事は、(一)の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計条例（条例第三号）（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人広島県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備及び事業の運営に要する資金の貸付け並びに県債の償還事務の経理の適正化を図ることを目的とした特別会計を設置するため、必要な事項を定めた。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第四号）（総務課）

一 改正の要旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法が改正されたことを踏まえ、書面揭示規制を見直すなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年三月二十四日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日

★ 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五号）（人事課）

一 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことなどを踏まえ、職員に旅費として支給する宿泊費について宿泊費基準額を定めた上での実費支給とするなどのため、必要な改正を行った。

1 職員の旅費に関する条例の一部改正

- (一) 職員の旅行に要する費用について、実費を支給することを原則とし、旅費の種目及び計算に係る規定等を簡素化した。
 - (二) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容を定めた。
 - (三) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、各種目等について、条例の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目等ごとのいずれか少ない額を合計した額とした。
 - (四) 旅行命令簿等の様式を廃止し、必要な記載又は記録事項を定めた。
 - (五) 旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に県が支払うべき金額があるときは、職員に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができることとした。
 - (六) 職員又は旅行役務提供者が条例等の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、それらの者に支払う給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとした。
 - (七) その他必要な規定の整理を行った。
- 2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正
- (一) 県議会議員、委員会の委員等、附属機関の委員等及び非常勤職員に支給する費用弁償の種目は鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とした。
 - (二) 知事等に支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とした。
 - (三) 特別職の職員等に支給する費用弁償、旅費又は実費弁償の額は、国家公務員等の取扱い、当該特別職の職員等の職務等を踏まえつつ、一般職の職員の例により算出して得た額とした。
- (四) その他必要な規定の整理を行った。
- 3 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費

及び宿泊手当とした。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）

一 改正の要旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり必要な改正を行った。

- 1 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、三歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大
- 2 勤務環境の整備に関する措置に係る規定の整備
- 3 その他必要な規定の整理

二 施行期日等

1 施行期日

令和七年四月一日。ただし、2の規定については、令和七年三月二十四日

2 経過措置

一 1の請求について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第七号）（財政課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部改正に伴う建築物の確認申請手数料の改正など、次の表に掲げる条
例に定める手数料等の改正を行った。

条	例	手数料等の改正内容
広島県手数料条例		建築基準法の一部改正に伴う建築物の確認申請 手数料等の改正等 国の技術的助言を踏まえ一級建築士事務所登録 又は更新の登録手数料等を改正 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請に ついて電子情報処理組織を使用する方法により 行った場合の手数料を改正 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律の一部改正に伴う低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料等の改正等
	広島県立総合体育館設置及び管理 条例	広島ドラゴンフライズがBリーグ・プレミアの アリーナ基準を充足するために設置したスイー トルームの利用料金の新設等
	広島県縮景園設置及び管理条例	広島県縮景園入園料の改正等
	広島県家畜人工授精料等徴収条例	雌家畜への交配に必要な精液の製造経費上昇に 伴う手数料の改正
	広島県港湾施設設置管理条例	福山港利用の促進を図るため、港湾施設の係船 料及び使用料の軽減措置を延長
	広島県警察関係手数料条例	自動車保管場所証明書交付手数料の改正等

二 施行期日

1 施行期日

(一) 1(二)以外の改正 令和七年四月一日

(二) 広島県縮景園設置及び管理条例の改正 令和七年四月十四日

2 経過措置

改正後の広島県警察関係手数料条例第四条の規定の施行の際現に自動車の保管場所
の確保等に関する法律第六条第一項に規定する同法第四条第一項ただし書の政令で定
める通知が行われている場合の必要な経過措置を設ける。

★ 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（税務課）

一 改正の要旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等の建設に要する経費に充てる財源の確保を目的として、法人税割に係る県民税の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例（条例第九号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

市町の振興を図るために設置された広島県市町振興基金について、市町等が実施する公共施設の整備事業等に関する貸付けの終了に伴い、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十号）
（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事 務	対象市町
建築基準法に基づく事務のうち、一定規模の面積等の木造建築物の仮使用の認定に係る受付 建築基準法に基づく事務のうち、建築物等の確認申請、建築物の建築又は除却の届出及び建築物等の計画通知の受付	三次市 竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県立総合体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第十一号）（スポーツ推進課）

一 改正の要旨

指定管理者による利用料金制を採用している公の施設について、施設の特性及び利用状況を踏まえて、やむを得ない場合に施設の利用料金の後納を可能とするため、次の条例について必要な改正を行った。

- 1 広島県立総合体育館設置及び管理条例
- 2 広島県民文化センター設置及び管理条例
- 3 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例

二 施行期日

令和七年三月二十四日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十二号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

栄養士法の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことを踏まえ、関係条例の規定の整備等を行った。

条 例 名	改 正 の 内 容
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	栄養士免許を有さない管理栄養士についても配置すべき職員の対象となるよう、関係規定の整備等
社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	栄養士免許を有さない管理栄養士についても配置すべき職員の対象となるよう、関係規定の整備
老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事	

<p>項並びに指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を十年間から十二年間に延長した。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年三月二十四日

★ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第十五号）
（地域共生社会推進課）

一 改正の要旨

高齢者数及び世帯数等の増減による業務量の変動を踏まえ、要望のあった尾道市、東広島市及び江田島市について、民生委員の定数を次のとおり改正した。

市町名	改正後	改正前	改正による増減
尾道市	三七一人	三七四人	減員三人
東広島市	三二四人	三三二人	増員二人
江田島市	九八人	一〇三人	減員五人

二 施行期日

令和七年十二月一日

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（道路企画課）

一 改正の要旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年六月一日

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第十七号) (教育委員会)

一 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律においてへき地教育振興法の一部が改正されたことに伴い、へき地手当等の支給対象を拡大するなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、へき地手当を支給することとした。

2 この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めた。

三 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（人事課）

一 改正の要旨

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、必要な改正を行った。

区 分	改正後	改正前	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、一三〇人	五、一二三人	七人
市町立学校県費負担教職員	九、四七八人	九、四六五人	一三人

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 金属くず業条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（警察本部）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本人確認をするための書類の例示から国民健康保険被保険者証を削るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年三月二十四日

★ 広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃止する条例（条例第二十号）（財政課

）

一 廃止の要旨

平成三十年七月豪雨による災害に係る寄附金を当該災害からの復興に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるために設置された広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金について、令和五年度中に全額を活用したことなどに伴い、当該基金を廃止するため、広島県平成三十年七月豪雨災害復興基金条例を廃止した。

二 施行期日

令和七年三月二十四日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 改正の理由

広島県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、常任委員会の所管を整理するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 改正の要旨

- 1 文言調整等所要の整理を行った。
- 2 広島県病院事業の設置等に関する条例の廃止及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）が施行されることに伴い、必要な整理を行った。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、拘禁刑が創設されることを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1の改正 令和七年三月二十四日
- 2 一 2の改正 令和七年四月一日
- 3 一 3の改正 令和七年六月一日